

1 高齢者の生きがい対策事業

問い合わせ 元気高齢課 元気推進担当 TEL20-2153

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
1 仲間といっしょに社会奉仕活動や趣味・レクリエーション・健康増進などを行いたいとき 〔 老人クラブ 〕	60歳以上の方で、老人クラブで活動したい方 〔 町内の役員さんに申し込みください 〕	おおむね、町内ごとに老人クラブが結成されています。 ※活動の主なもの ○社会奉仕活動 （友愛訪問、環境美化） ○健康増進活動 （高齢者向きスポーツ、健康講座） ○その他の活動 （レクリエーション、研修旅行、スポーツ交流大会、作品展など）	町内のクラブごとに年間会費が決められています。 （おおむね 1,000 円程）	老人クラブの運営、生きがいや健康づくりを推進するための事業に対して、補助金の助成があります。 ※詳しい内容は、お問い合わせください。
2 仲間といっしょにバスで親睦を図り、施設見学などを行いたいとき 〔 福祉バス運行事業 〕	老人クラブ、老人クラブ連合会	老人クラブ等の福祉団体が行う施設見学、レクリエーション等に運転手付きでバスを貸し出しています。	無料	・高齢者福祉バス利用日は前年度中に老人クラブ役員会で決定します。 ・有料道路料金、駐車料金は、クラブの実費負担です。

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
3 敬者会に出席したい 〔敬者事業〕	75歳以上の方全員	多年にわたり社会につくされてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、毎年9月に地区ごと、あるいは町内ごとに敬者会を開催しています。 ○町内から案内状が届きます。		
4 敬者祝金は何歳で支給？ 〔敬者祝金〕	満100歳になられた市民の方	満100歳のお誕生日から1か月以内に祝金として30,000円と市長直筆の色紙を贈ります。		
5 60歳以上であるが、健康や生きがいのため、少しでも働きたい 〔シルバー人材センター〕	健康で、生きがいや仲間づくりのため、自分の技術や経験を生かして働こうとする60歳以上の方	会員にふさわしい仕事をシルバー人材センターが請け負い、各人の希望にそって仕事をしていただき、配分金を支払います。 ○公益社団法人シルバー人材センターへ申し込んでください。 (Tel. 44-1511)	会 費 年額 2,500円 (年会費・親睦会費)	

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
<p>6 高齢者のためのレクリエーションや健康増進のための施設はあるか</p> <p>〔老人福祉センター〕</p>	<p>高齢者を中心とした、一般市民の方</p>	<p>高齢者のために各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動などを行うことを目的とした施設です。</p> <p>○北幸楽荘 江川町3丁目62-2 Tel. 43-3812</p> <p>○南幸楽荘 下波垂町808-1 Tel. 72-8590</p> <p>○西幸楽荘 大前町1452 Tel. 62-6121</p> <p>○東幸楽荘 大久保町1368-4 Tel. 91-1125</p>	<p>○65歳以上の市民 100円 ○65歳未満 // 200円 ○中学生以下 // 無料 ○市外の方 300円</p> <p>※両毛広域圏の方は市内居住者と同様です。</p>	<p>○利用時間 午前9時30分～ 午後4時30分 ※ 夏期(4～9月)は午後5時まで延長します。 ※ お風呂は午前10時30分から午後4時までです。</p> <p>○休館日 日曜日・年末年始ほか ※あしががみに掲載</p> <p>○夜間貸出 地域住民の利便を図るため会議室などを夜間(午後6時～午後9時)に貸出します。</p>
<p>7 あん摩、はり、きゅう、マッサージ等にかかりたいとき</p> <p>〔はり、きゅう等施術費助成事業〕</p>	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>○満70歳以上の方</p> <p>○身体障害者手帳の1,2級をお持ちの方</p> <p>○満65～69歳の後期高齢者医療被保険者</p> <p>○満65歳～69歳で要介護3以上の方</p>	<p>高齢者などが保険適用外のあん摩、はり、きゅう、マッサージ、指圧の施術を受けるとき、その料金の一部を助成します。</p> <p>○1枚1,000円の助成券を年間3枚(4か月に1枚の割合)支給します。</p> <p>○助成券は、1回の施術につき、1枚のみご利用いただけます。</p>	<p>施術費から、1,000円を差し引いた額</p>	<p>交付場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気高齢課 ・各公民館 <p>(福祉・助戸を除く)</p>

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
<p>8 高齢者が市内で見学したり、買物したりするときの特典はあるか</p> <p>〔あしかが・いきいきバスポート〕</p>	65歳以上の方	<p>生涯学習と生きがい向上のため、市で発行する「あしかが・いきいきバスポート」を提示すれば、次のような特典が受けられます。</p> <p>○あしバスアッシー(生活路線バス) …1回の乗車につき100円引き</p> <p>○足利学校・草雲美術館・足利市立美術館…入場無料</p> <p>○市営プール …入場無料</p> <p>○市民体育館トレーニング室 …利用料100円引き</p> <p>○市民会館・市民プラザ 自主事業…おおむね5%割引</p> <p>○「愛のひまわり運動」加盟店 …5%割引</p> <p>○各幸楽荘…1日100円</p> <p>○陸上競技場の個人使用料 …入場無料</p> <p>○あしかがフラワーパーク …入園料100円割引</p> <p>○ユナイテッド・シネマ …ホップ・ポップ(サイズ)プレゼント</p>	<p>○心身の障害のある方については、身体障害者手帳を提示すれば、同じ特典が受けられます。</p> <p>○身体障害者手帳をお持ちの方の生活路線バスの利用は無料です。</p>	<p>交付場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気高齢課 ・各公民館 (嫁姫・助戸を除く) ・各幸楽荘 ・総合福祉センター

2 高齢者の元気アップ事業

問い合わせ 元気高齢課 元気推進担当 Tel.20-2153

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
<p>1 ご近所で気軽に集まり、仲間と楽しく過ごす憩いの場を作りたいとき</p> <p>〔ふれあいサロン 補助金交付事業〕</p>	ふれあいサロンを開設・登録する団体、または個人	<p>開設時に初度費用として20,000円を交付。</p> <p>※主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養・娯楽に関する事業 ・交流・レクリエーションに関する事業 ・スポーツに関する事業 ・健康増進に関する事業 ・その他同じこもり予防事業 	弁紙米斗	近隣の高齢者おおむね10名以上を対象に、自治会館等身近な場所ですぐ1回以上、3年以上継続して開催してください。
<p>2 高齢者の体カトレーニング教室や、サークルでお手伝いをしたいとき</p> <p>〔元気アップ サポーター(支援者) 養成講座〕</p>	高齢者のスポーツ、トレーニング・リハビリ指導に携わっている方やこれから指導してみたいと考えている方	<p>高齢者の体カトレーニングに必要な知識や技術を学んでいただけます。</p> <p>○年間2講座開催 週2回、全9回(約1か月)</p>	テキスト代(1,000円)	<p>講座修了生は、サポーター(支援者)として、市に登録(任意)していただき、教室のスタッフ、地域やサークルの支援者として活動していただけます。</p> <p>あしかがみで広報します。</p>
<p>3 仲間といっしょに運動をしたいとき</p> <p>〔介護予防の 高齢者元気アップ教室〕</p>	65歳以上の方	<p>寝たきりにならないために筋力トレーニングを中心とした体力の維持向上をはかります。</p> <p>○年間6教室開催</p> <p>※ 週1回(全12回)×4教室 週2回(全12回)×1教室 週2回(全24回)×1教室 約3か月間実施 定員15名</p>	教材費(2,000円)	あしかがみで広報します。

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
3 仲間といっしょに運動をしたいとき 〔地域元気アップ教室〕	開催を希望する自治会等の地域住民	徒歩または自転車で行ける集会所等で元気アップトレーニングを続けていけるよう支援します。	開催地区団体が決定	
4 身近なところで運動をしたいとき 〔簡単な筋力トレーニングの紹介・普及〕	10人以上の高齢者のグループ (サロン、老人クラブ、自治会等)	○簡単な筋力トレーニング出前講座 簡単にできる高齢者向けの筋トレとストレッチ、「われらのまちに」元気アップ体操を紹介します。 ○高齢者『元気アップ☆いす体操』も出前します。 ○各グループ年1回まで	費用半斗	自治会館等の身近な場所で行えます。
5 運動を続けていきたいとき 〔自主サークルの育成・支援〕	高齢者の方 高齢者の自主サークル	○高齢者元気アップ教室等修了生が継続できるよう、サークル化を支援します。 ○サポーターの紹介をします。 ○年1回合同体力測定会を実施します。 ○サークルを紹介します。		

3 高齢者の在宅福祉サービス

問い合わせ 元気高齢課地域支援担当 TEL20-2135

種 類	対 象 者	内 容	利 用 料 ・ 利 用 限 度	備 考
介護保険の要介護認定において、要介護又は要支援の認定を受けていない方等で、一時的に養護する必要がある場合 〔高齢者短期入所事業〕	在宅のおおむね65歳以上の高齢者等で、心身機能の低下により日常生活に配慮が必要な介護保険の要介護認定において、要介護又は要支援の認定を受けていない方等	介護保険の要介護認定において、要介護又は要支援の認定を受けていない在宅の高齢者等が、できる限りねたきりなどの要介護状態に陥り、又は状態が悪化することを予防し、自立した生活を支援するとともに、家族の身体的、精神的な労苦の軽減を図るため、短期入所事業（ショートステイ）を提供します。	○利用料 1日当たり2,000円です。 (食材料・送迎費用を含む) ※生活保護世帯の場合、1,000円となります。 ○利用限度 6か月に7日以内	○利用できる施設 市内の社会福祉法人等が運営する老人福祉施設など

種 類	対 象 者	サービス内容・負担額・利用限度額等	備 考																		
<p>2 軽易な日常生活の援助を受けたいとき</p> <p>〔高齢者暮らしのお手伝い事業〕</p>	<p>65歳以上の在宅の高齢者で、日常生活上の援助が必要な方であって、次のいずれかに該当する市民税非課税世帯に属する方</p> <p>○ひとり暮らしの方</p> <p>○高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方</p> <p>※介護支援専門員が包括支援センター職員が作成する基本情報が必要となります。</p>	<p>在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者等の自立と生活の質の確保を図り、高齢者の福祉の向上に資するため、次の各種の在宅サービスを援助します。</p> <p>○サービス内容</p> <p>①家事援助 A 掃除・洗濯・買い物・調理等</p> <p>②家事援助 B（介護保険のサービスにない家事援助） 庭掃除・大掃除・引越し荷まとめ等</p> <p>③身体介助 A 身の回りの世話・外出の付き添い等</p> <p>④身体介助 B（介護保険のサービスにない身体介助） 通院介助・院内介助等</p> <p>⑤その他 除草作業・庭木の剪定・家具の修繕・障子の張替・畑仕事等</p> <table border="1" data-bbox="562 503 1108 645"> <thead> <tr> <th></th> <th>①家事援助 A</th> <th>②家事援助 B</th> <th>③身体介助 A</th> <th>④身体介助 B</th> <th>⑤その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般高齢者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>介護認定者 総合事業対象者</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○負担額 ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯 → 事業経費の1割</p> <p>○利用限度額 月額1世帯10,000円（週3回程度）になります。これを超えた部分については自己負担になります。</p>		①家事援助 A	②家事援助 B	③身体介助 A	④身体介助 B	⑤その他	一般高齢者	○	○	○	○	○	介護認定者 総合事業対象者	△	○	△	○	○	<p>○サービス提供者 シルバー人材センター 東砂原後町1069-1 Tel.44-1511 ※直接お電話ください</p>
	①家事援助 A	②家事援助 B	③身体介助 A	④身体介助 B	⑤その他																
一般高齢者	○	○	○	○	○																
介護認定者 総合事業対象者	△	○	△	○	○																

種 類	対 象 者	内 容 負 担 額 等	備 考
3 高齢者が日常生活を送るのに必要な用具や用品をほしいとき 【日常生活具給付事業】	65歳以上の方で介護保険の要介護認定を受けた方及びひとり暮らしの方など (市民税非課税世帯の方)	○日常生活用具(品)給付事業 ・電磁調理器 ・補聴器(ポケット型)	※申請前に購入した場合は、給付対象外となります。
	65歳以上の方でひとり暮らしの方 (市民税非課税の方)	・火災警報器(ひとり 1器) 費用：設置に要する費用の10%を負担(10円未満は切り捨てる。)ただし生活保護世帯に属する方は無料。	
4 福祉電話を貸与します 【福祉電話事業】	75歳以上※のひとり暮らしの方等で安否確認が必要な方 (市民税非課税の方) ※65歳以上の要介護又は要支援認定を受けているか、総合事業対象者も対象となります。	○高齢者福祉電話 高齢者等の孤独感を和らげるとともに、安否の確認を行う等各種サービスを提供するため福祉電話を貸与します。 費用：月額600円を超える通話料は自己負担になります。	※現に電話(携帯電話を含む)を保有していないことが条件となります。
5 老人性白内障で特殊眼鏡を使用したか、助成はあるのか 【老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業】	65歳以上の方で、他の法令等により助成を受けられない方	老人性白内障の手術にともない、特殊眼鏡等を使用したとき、その費用の一部を助成します。	○特殊眼鏡 1対につき 30,000円

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
<p>6 ひとり暮らしの方 等が緊急時の連絡・ 援助を必要とする とき 〔緊急通報システム〕</p>	<p>75歳以上※のひとり 暮らし、高齢者のみの 世帯及び身体障害者の みの世帯の方等</p> <p>※65歳以上の要介護 又は要支援認定を受け ているか、総合事業対 象者も対象となります。</p>	<p>○緊急通報システム端末機 の貸与 〔設置型端末機とペンダ ント型端末機のセット〕</p>	<p>設置費用は無料。 保守点検及び電池交換として、2 年に1回利用者負担がかかります。 電話回線を利用します。 ご利用の回線によっては、工事費 がかかることがあります。</p>	<p>※アナログ回線のみご利用いた だけます（光回線、ケーブルテ レビには対応していません。）。 ※ご利用の際には、市内在住の 協力員3名の確保にご協力く ださい。 ※民生委員を通してお申し込み ください。</p>
<p>7 ひとり暮らしに なったとき 〔ひとり暮らし高齢者 調査表兼台帳〕</p>	<p>65歳以上で、ひとり 暮らしになった方</p>	<p>○地域における見守り活動 等を目的として、ひとり暮らし になった方の把握のため に、台帳をご提出いただいで います。</p>		<p>※台帳表面の下端にある同意欄 への署名をお願いします（本人 もしくは代筆者）。 ※民生委員を通してご提出くだ さい。</p>
<p>8 ひとり暮らしの方 の安否確認、孤独感の 解消 〔愛のひと声事業〕</p>	<p>安否確認が必要な65 歳以上のひとり暮らし の方</p>	<p>○平日の毎日（土曜、日曜、 祝日及び年末年始を除く）、 安否確認を行うため、声をお かけしながら乳酸菌飲料（ヤ クルト）をお配りします。</p>	<p>¥1,000</p>	<p>※原則として平日（月曜日～金 曜日）の毎日、愛のひと声事業 以外の方法で安否確認ができて いる方は、ご利用いただけませ ん。 ※日中独居の方も対象外となり ます。 ※民生委員を通してお申し込み ください。</p>

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考										
9 寝具乾燥をしてほしいとき 〔寝具乾燥事業〕	65歳以上のひとり暮らしやねたきの方等で、寝具類等の衛生管理が困難な方	○乾燥業者に委託して実施します。 第1回 殺菌乾燥 第2回 丸洗い乾燥	○市民税課税世帯 → 契約金額の10% ○市民税非課税世帯 → 契約金額の5% ○生活保護世帯 → 無料	※民生委員を通してお申し込みください。										
10 認知症の方の徘徊が心配なとき 〔徘徊高齢者等位置検索システム〕	認知症高齢者や知的障害者を在宅で介護している家族の方等	○位置検索システムの機器(小型端末機)の貸与	月々の利用料や位置検索システムを利用した場合の料金は自己負担(右表)となります。	<table border="1"> <tr> <td>使用料(月額)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>位置情報提供料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電話(1回)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>・インターネット(1回)</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>現通急行料金(1回)</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> ※別途消費税がかかります。	使用料(月額)	500円	位置情報提供料金		・電話(1回)	200円	・インターネット(1回)	100円	現通急行料金(1回)	10,000円
使用料(月額)	500円													
位置情報提供料金														
・電話(1回)	200円													
・インターネット(1回)	100円													
現通急行料金(1回)	10,000円													
11 ねたき高齢者等を介護する家庭で支援を必要とするとき 〔紙おむつ券給付事業〕	65歳以上の在宅の方で介護保険の要介護認定において要介護度2以上の認定を受けた方	○紙おむつ券を年1回給付します。	※ 入院・入所がある方は給付されない場合がありますのでお問い合わせください。 市税等を滞納している方は対象となりません。	お問い合わせは・・・ 地域支援担当 (TEL: 20-2135)										
〔介護慰労金給付事業〕	65歳以上の在宅の方で介護保険の要介護認定において要介護度3以上の認定を受けた方を6か月以上継続して介護している方	○介護慰労金を年1回給付します。	※ 入院・入所がある方は給付されない場合がありますのでお問い合わせください。 市税等を滞納している方は対象となりません。	お問い合わせは・・・ 介護認定担当 (TEL: 20-2139)										

4 高齢者の施設入所

問い合わせ 元気高齢課地域支援担当 TEL20-2135

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
1 介護老人ホームへの入所を希望するとき 〔介護老人ホーム〕	65歳以上で環境上の理由や、経済的理由などにより、家庭での生活が困難な方	家庭での生活が困難になった方や事情により家族と同居できない方を措置します。	本人及び扶養義務者の収入又は、所得税額等に応じた負担 ○本人 …0から140,000円(月額) ○扶養義務者 …前年の所得税等に応じて負担あり	市内の介護老人ホーム ○喜重苑 今福町397-1 TEL 22-3338
2 ケアハウス(軽費老人ホーム)への入所を希望するとき 〔ケアハウス〕	60歳以上で次に該当する方 ・自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる方 ・高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方 ・60歳以上の配偶者とともに利用する方	家庭環境・住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用できます。 (相談・助言・入浴・食事・緊急時の対応、在宅サービスの利用等)	1人当たり 約70,000～80,000円 〔本人の年間収入 約1,400,000円以下〕 約150,000円 〔本人の年間収入 約2,500,000円以上〕	入所を希望する方は直接施設へお申し込みください。 ○ケアハウス「ひこやの里」 葉鹿町1921-4 TEL 63-2801 ○ケアハウス「田園」 久保田町1218番地1 TEL 73-4070 ○ケアハウス「天王」 福居町750 TEL 71-1596

5 高齢者の総合相談

問い合わせ 元氣高齢課地域支援担当 Ta.20-2246

種 類	対 象 者	内 容・負 担 額	備 考																								
1 自立した生活を送るために総合的な支援を行います。 (地域包括支援センター)	65歳以上の方	①介護予防ケアマネジメント ・ 介護予防プランの作成 (要支援1・2、総合事業対象者) ②総合相談 ・ サービスに関する情報提供や、相談支援など ③権利擁護事業 ・ 虐待の相談への対応 ・ 成年後見人制度の情報提供 ④包括的・継続的マネジメント ・ ケアマネジャーへの支援など ⑤その他 ・ 認知症家族介護教室の開催 ・ 家族介護者交流事業など <利用料> 無料	<地域包括支援センター> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電 話</th> <th>担当地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域包括支援センター清明苑</td> <td>41-1281</td> <td>助戸・千歳 北郷・名草</td> </tr> <tr> <td>足利市地域包括支援センター 協和・愛宕台</td> <td>73-2413</td> <td>御厨・梁田 久野・筑波</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター プロムナードひこや</td> <td>65-4080</td> <td>栗鹿・三和 小俣</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センターたんぽぽ</td> <td>22-0544</td> <td>東校・西校 柳原・大橋 相生</td> </tr> <tr> <td>足利市地域包括支援センター 毛野・富田</td> <td>90-2117</td> <td>毛野・富田</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター山辺・矢場川</td> <td>71-8484</td> <td>山辺・矢場川</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター三重・山前</td> <td>22-7655</td> <td>三重・山前</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	電 話	担当地区	地域包括支援センター清明苑	41-1281	助戸・千歳 北郷・名草	足利市地域包括支援センター 協和・愛宕台	73-2413	御厨・梁田 久野・筑波	地域包括支援センター プロムナードひこや	65-4080	栗鹿・三和 小俣	地域包括支援センターたんぽぽ	22-0544	東校・西校 柳原・大橋 相生	足利市地域包括支援センター 毛野・富田	90-2117	毛野・富田	地域包括支援センター山辺・矢場川	71-8484	山辺・矢場川	地域包括支援センター三重・山前	22-7655	三重・山前
			名 称	電 話	担当地区																						
			地域包括支援センター清明苑	41-1281	助戸・千歳 北郷・名草																						
			足利市地域包括支援センター 協和・愛宕台	73-2413	御厨・梁田 久野・筑波																						
			地域包括支援センター プロムナードひこや	65-4080	栗鹿・三和 小俣																						
			地域包括支援センターたんぽぽ	22-0544	東校・西校 柳原・大橋 相生																						
			足利市地域包括支援センター 毛野・富田	90-2117	毛野・富田																						
			地域包括支援センター山辺・矢場川	71-8484	山辺・矢場川																						
地域包括支援センター三重・山前	22-7655	三重・山前																									

6 介護予防・日常生活総合支援事業

問い合わせ 元気高齢課地域支援担当 TEL20-2246

種類	対象者・内容・負担額・備考				
<p>1 要介護状態にならないために、介護予防サービスを受けたいとき</p> <p>〔介護予防・生活支援サービス〕</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定で「要支援1・2」の認定を受けた方 ・要介護認定を受けていない方で、「基本チェックリスト」により事業対象者となった方 <p>【内容】</p> <p>○ 訪問型サービス</p>				
	種別	訪問介護相当サービス	緩和した基準によるサービス		専門職による短期集中支援サービス
	主なサービス	訪問介護事業者による身体介護、生活援助	訪問介護事業者による生活援助	シルバー人材センターによる生活援助	理学療法士等専門職による生活機能改善
	想定される対象者	身体介護等、専門的なサービスが必要な方	掃除や洗濯などの生活支援が必要な方		身体機能や生活機能の改善に向けた支援が必要な方
	利用回数	従来同様 週1～2回	月24回まで	月10回まで	週1～2回 (原則6か月の利用)
	1回の提供時間	内容により異なります	20分	1時間	1時間
	単価	従来同様 (1月あたり) 週1: 11,680円 週2: 23,350円 週2超: 37,040円 (週2超は要支援2のみ) ☆利用状況により加算があります。	20分: 800円	1時間: 1,000円	1時間: 4,000円 (初回のみ6,000円)
利用者負担	1割(又は2割)		1割	1回: 200円 別途実費あり	

種 類

対 象 者 ・ 内 容 ・ 負 担 額 ・ 備 考

○ 通所型サービス

種 別	通所介護 相当サービス	緩和した基準によるサービス			専門職による 短期集中支援 サービス	
主なサー ビス	施設での 介護予防 ・身体介護	運動プログラムと 介護予防の学習		調理作業と 運動等を通 じた認知症 の予 防 【認知症予防型】	施設等での機 能維持、生活リ ズムの改善 (限にも対応)	
		【生き生き 元氣教室型】	【スポーツ 施設等利用型】			
想定され る 対象者	介護予防や身 体介護など専 門的なサービ スが必要な方	現在の二次予防事業利用者 また、短時間のトレーニング で機能向上が見込まれる方		意欲の低下や 軽い認知症状 がある方 (講義実習を活用)	日常の活動が 低下し、生活リ ズムが崩れて いる方	身体機能や生活 機能の改善に向 けた支援が必要 な方
利用回数	従来同様 週 1～2 回	週 1 回			週 1～2 回	週 1～2 回 (原則 6 か月の利用)
1 回の提供時間	施設により 異なります	2 時間		5 時間	半日程度	2 時間以上
単価	従来同様 (1 月あたり) 週 1: 16,470 円 (要支援 1・事業対象者) 週 2: 33,770 円 (要支援 2) ☆利用状況により 加算があります。	1 回: 2,500 円 (送迎がない場合 2,000 円)	1 回: 3,000 円 ☆送迎の有 無や利用状 況により金 額は異なり ます。	1 回: 3,000 円	(1 月あたり) 週 1: 11,530 円 (要支援 1・事業対象者) 週 2: 23,640 円 (要支援 2)	1 回: 5,000 円
利用者 負担	1 割 (又は 2 割)	1 割		1 割 別途材料費	1 割 (又は 2 割)	1 回: 250 円 別途実費あり

種 類	対 象 者 ・ 内 容 ・ 負 担 額 ・ 備 考
	<p>【サービスを利用するには】 地域包括支援センター（居宅支援事業所）において介護予防プランを作成します。</p> <p>○要支援の認定を受けている方 担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターにサービス利用についてのご相談をしてください。</p> <p>○新たにサービス利用を希望される方（要介護認定申請または総合事業申請） 市の窓口や地域包括支援センター等に相談し、申請をします。</p>

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
2 身近なところで介護予防について学びたいとき （一般介護予防事業）	65歳以上の方 （健康を維持・増進し、介護予防に取り組みたい方）	○生き生き元気のつどい(月1回) 介護予防の講話と軽い運動と交流	無料	元気アップ教室やふれあいサロンもあります。 (P5～P6 参照)
	10人以上の高齢者のグループ (サロン、老人クラブ、高齢者の自主サークル、自治会等)	○生き生き元気出前講座 認知症を予防するための食事方法、お口のお手入れや健口体操を紹介します。		自治会館等に出席します。

7 ささえ愛ボランティアポイント

問い合わせ 元気高齢課地域支援担当 Tel.20-2246

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
1 ボランティア活動 をしたいとき (ささえ愛ボランティア 養成講座)	足利市内に住所を有する、または通学している18歳以上の人	施設や地域や高齢者宅でボランティア活動するため基本的なことを学びます。(2時間×3回)	無料	開催日時はおしかがみ等でお知らせします。
(ささえ愛ボランティア ポイント事業)	ささえ愛ボランティア養成講座を修了し、登録した人	介護保険の施設や地域や高齢者宅などの受入施設で活動した際に、活動時間に応じてポイントが付きます。1年間に貯めたポイントを金券等に交換できます。	無料	元気アップサポーター養成講座などの修了者も登録できます。 市がボランティア保険に入ります。
2 ボランティアに来て もらいたい (ささえ愛ボランティア 受入施設登録)	ささえ愛ボランティア受入施設として申請登録した施設や地域の団体や高齢者 ※高齢者は要介護・要支援・総合事業対象者相当	○登録された介護の保険施設の情報は市の窓口等で、ささえ愛ボランティアが閲覧し、ボランティアから直接連絡を行います。 ○地域の団体や高齢者宅は、申請内容により市がボランティアに連絡調整を行います。	無料	登録された介護保険の施設や地域の団体には、ポイント用のスタンプを貸与します。

8 スマートウェルネスあしかが

まちじゅう・スポーツ健康シム事業

問い合わせ 元気高齢課元気推進担当 TEL20-2153

種 類	対 象 者	内 容	負 担 額 等	備 考
1 仲間といっしょに 路線バスに乗ってお 出かけするとき (あしかが路線バスの 旅事業)	10人程度の高齢者の グループ	市内各所を路線バスで巡る旅の費 用を補助します。 電車等も利用できます。 ○65歳以上の高齢者1人500円 補助(1年度に1回) ○お世話係(市内在住、在勤在学の 18歳以上の方) 1回2000円の補助※	バス旅のグループごとに設 定	※お世話係への補助には、 グループの人数、年齢、回 数、提出書類などの条件が ありますのでお問い合わせ 下さい。